

鹿児島市水道局

指定給水装置工事事業者 各 位

鹿児島市水道局 給排水設備課長

( 公 印 省 略 )

## 直結増圧式給水設計施行基準の一部改正及び 増圧猶予特例基準の制定について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 11 月 1 日付で改正した「3 階直結給水基準」に続き、〔直結給水の普及促進〕の一環として、このたび標記の「**直結増圧式給水設計施行基準**」の一部改正及び「**増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準（略称：増圧猶予特例基準）**」の制定を行いましたので通知します。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

### 【 直結増圧式給水設計施行基準の一部改正の概要 】

3 階直結給水方式と同じく「給水管口径 75mm まで」に適用口径の範囲を広げました。また、これまで【指定された区域外】では直結増圧式給水の施行ができませんでしたが、最少動水圧の基準値の引き下げを行いましたので、これからは【区域外であっても、水圧・水量ほか一定条件を満たしている箇所】でも、直結増圧式給水が施行できるように改めたところです。

- ・ **適用対象口径の拡大** : 給水管口径 75mm までに拡大した。  
※ 集合住宅のファミリータイプであれば 143 戸数まで可能
- ・ **最少動水圧の改正** : 最少動水圧の値を 0.15MPa に引き下げた。
- ・ **3 階直結区域外での申請の取扱い** : 水圧・水量・管網状況ほか一定条件を満たしている箇所については、直結増圧式給水が施行可能と改正した。
- ・ **加圧配水系区域への拡大** : 加圧配水系の直結増圧式給水が施行可能と改正した。

### 【 増圧猶予特例基準の概要 】

4 階建て及び 5 階建ての建物に限って、配水管の水圧が一定値以上あり、かつ周辺

への給水に影響が無い場合には、増圧装置の設置を猶予することができる特例の基準です。

- ・ **対象となる建物** : 直結増圧式給水が可能な建物のうち、4階建てもしくは5階建ての建物。

※ 給水装置の最高水栓の階数ではなく、建物自体の階数で判定します

※ 5階建ての屋上に給湯器等の給水用具を設置する場合は、屋上を6階部とみなすため、特例直結直圧式の対象外になります。(4階建ての屋上の場合は、屋上を5階部とみなします。)

- ・ **設計水圧** : 以下の表のとおり

建築物の階数	最少動水圧	設計水圧
4階建て	0.25MPa以上	0.25MPa
5階建て	0.30MPa以上	0.30MPa

※ 増圧猶予特例基準の設計では、配水管の系統替え工事や減圧弁設置工事などによる将来の水圧変動などの影響に備えて、出不良などのトラブルが発生しないよう**余裕水頭を約5m確保すること。**

- ・ **適用対象口径** : 給水管口径75mmまで(増圧基準と同じ)
- ・ **メーターバイパスユニット** : 必須(増圧基準と同じ)
- ・ **水道直結式スプリンクラー設備** : 4階天井・5階天井への設置は不可  
(水道連結型水槽式スプリンクラー設備を設置すること)
- ・ **事前協議** : 1申請毎に『事前協議による可否判断』を行う。

【運用開始日】 **平成25年4月1日 施行**

【新基準等の配布】

新基準等につきましては、水道局ホームページにおいて、近日中に公開する予定です。また、新基準等(HP公開ファイルと同じもの)の配布も行いますので、必要な方は給排水設備課にお越し願います。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係 : TEL 099-213-8524

南部審査係 : TEL 099-213-8523